

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

災害発生情報 No.91

2016. 9. 14
(一社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

業種	小売業	経験	13年	年齢	60歳	男女	男性
発生月	_____		発生時刻		15時00分		
発生状況	整備室で自動車の修理を終え、自動車を後進させて出庫する際に、運転者は、自動車後部に被災者がいることに気付かず発進した。被災者も自動車の発進に気付くのが遅れ、被災者と自動車が衝突し、被災者が転倒し、負傷した。						
負傷の程度/部位	左肩・左腰打撲			休業見込		4日	



◆ 再発防止のアドバイス

労働安全衛生法には、様々な機械との接触防止、労働者の立入禁止、構内制限速度等についての規定があります。また、労働者が使用するための安全な通路を設け、常時有効に保持しなければならないとの規定もあります。

本件事故では、後進した運転手は、後方の注意確認を怠っていたかもしれません。ただ、自動車の出入りの激しい整備室前を、なぜ被災者は歩いていたのでしょうか。会社は安全通路を定めていたのでしょうか。

◆ **コメント** ◆ 労働災害に限らず、事故は複数の要因によって引き起こされることが多いとされており、スイスチーズモデルや4M（Man：人的要因、Machine：機械的要因、Medea：環境要因、Management：管理要因 米国運輸安全委員会指針）といった言葉をお聞きになったことのある方も多いかと思います。

運転手が不安全行動をしても、立ち入り禁止の柵やカラーコーンがあれば被災者との衝突は回避できたかもしれません。会社に安全通路の定めがなされ、表示されていれば、被災者はその場所を歩かなかったかもしれません。社内の習慣として、バック時のクラクションや、車庫の前での歩行者の注意確認が徹底されていれば、寸前に事故は防げていたかも知れません。本件事故は休業4日の怪我ですが、過去には、同僚に気付いて、止まろうとして、操作を誤って轢き殺してしまう悲惨な事故も起きています。本件事故のあった会社様では、事故後、後進時は誘導員が誘導を行うこととされました。今までなかった誘導員の習慣を職場に定着させるには、時間と、繰り返しの注意喚起と、繰り返しの教育が必要となります。会社様の対策が実を結んで、同種災害が二度と起こらないことを祈っています。

【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。